

議会運営委員会協議事項

令和8年3月18日（水）

午前10時

会 場：議事堂大会議室

1. 追加議案の取扱いについて
2. 意見書案の提出について
3. 傍聴席での水分補給について
4. 質疑事項の通告について
5. 取手市議会情報セキュリティ基本方針の策定について
6. 閉会中の所管事項調査について
7. その他

傍聴規則の「飲食禁止規定」の検討資料

○現在の取手市議会傍聴規則第8条

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、たすき類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食し、又は喫煙をしないこと。**
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

○議長会資料（標準市議会傍聴規則の一部改正に関する報告書）の抜粋

第8条第4号に関する議長会資料の記載内容

近年の猛暑やコロナ禍を踏まえ、熱中症対策や感染症予防など体調管理のための水分補給を容認すべきとの意見もありますが、

- ① 傍聴人が何らかの容器を取り出す行為が、水分補給のためか危険物かを即座に判断することができない
- ② 体調管理のため真に必要な場合か嗜好的な場合かの判断がつかない
- ③ 傍聴人の過失等により傍聴席が濡れるなどした場合、結果として傍聴席の数が減少する
- ④ 傍聴人の入退場は自由であり、傍聴人控室等で水分補給できる
- ⑤ 傍聴人の出入りについては、静粛に行うことが他の規定により求められている

ことから、議員等の安全確保のため、旧規定を維持することとしました。

なお、県及び町村はもとより国会や裁判所の傍聴規則においても現段階では水分補給の例外規定は設けられていません。言うまでもないことですが、標準傍聴規則を改正しないからといって、各市において規定済の水分補給の例外規定を削除する必要はありません。

水分補給の例外規定を設けるかどうかは各市議会の実情に応じてご判断ください。

○茨城県内の他市の状況

- ・ 31市は、取手市と同様の飲食禁止規定あり。
- ・ 龍ヶ崎市は、「飲食(体調管理のための水分補給を除く。)又は喫煙をしないこと。」

○千葉県内の他市の状況

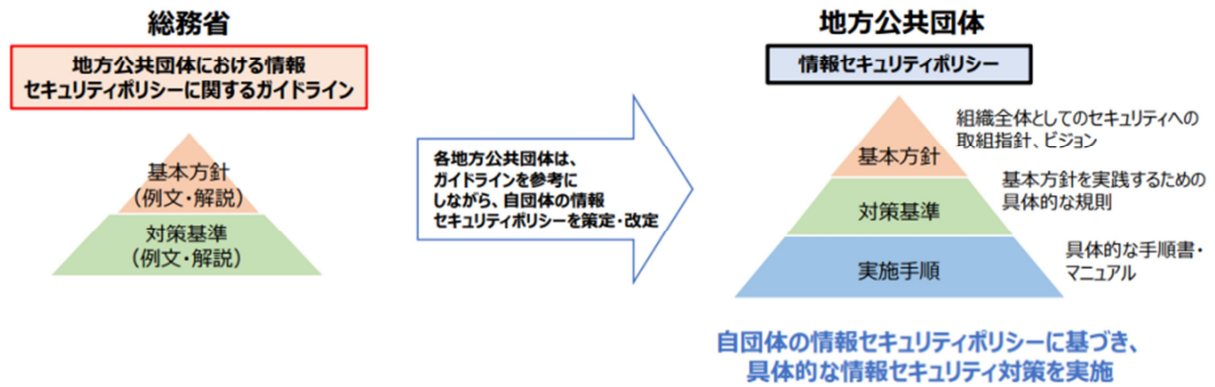
- ・ 35市は、取手市と同様の飲食禁止規定あり。
- ・ 習志野市は、「飲食又は喫煙をしないこと。ただし、体調管理のための水分補給並びに特別傍聴席における児童及び乳幼児の飲食についてはこの限りでない。」
- ・ 銚子市は、「飲食(水分を補給する場合を除く。)又は喫煙をしないこと。」
- ・ 袖ヶ浦市は、「飲食(体調管理のための水分補給の場合を除く。)又は喫煙をしないこと。ただし、飲食について親子傍聴席における児童及び乳幼児については、この限りでない。」

取手市議会情報セキュリティ基本方針の策定について

○経緯

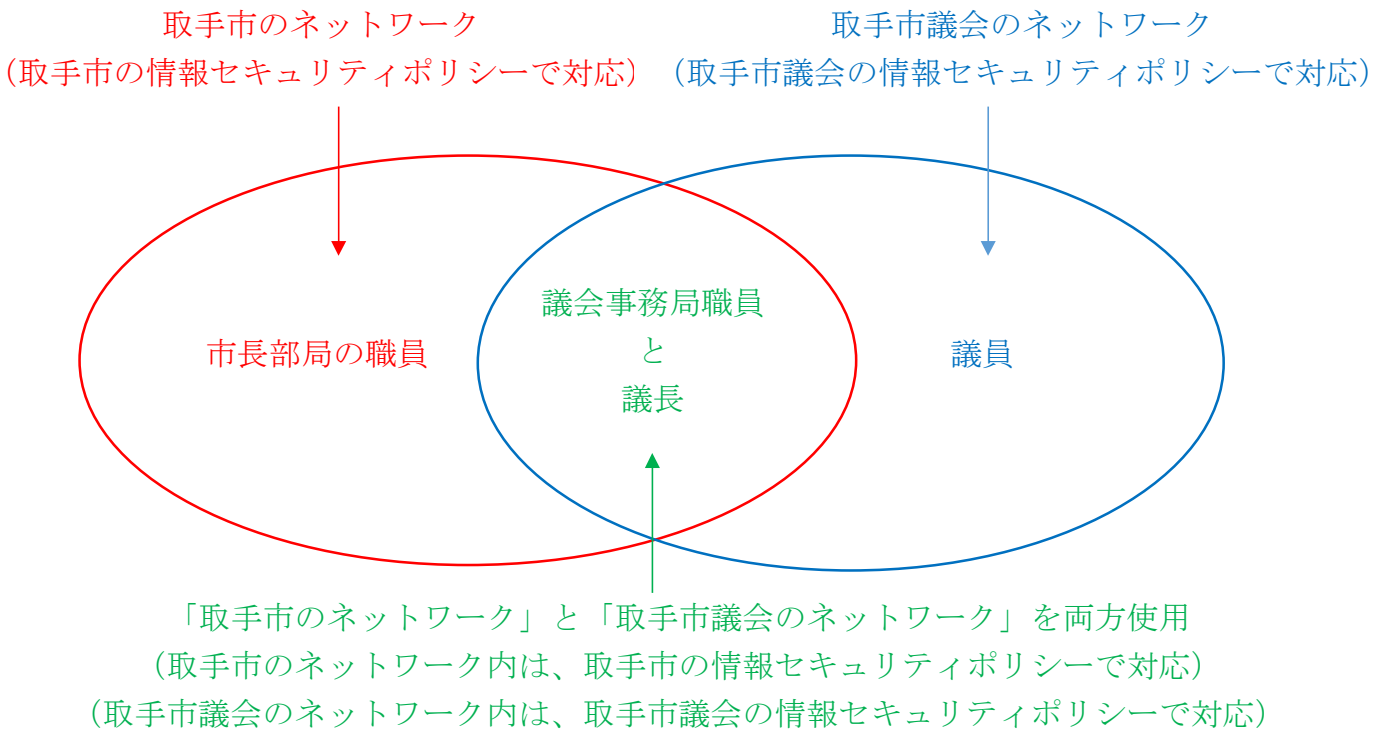
令和8年4月1日から、地方自治法改正により新設された第244条の6の規定により、「普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならない」とされました。

執行部は、国のガイドラインを踏まえ、既存の情報セキュリティポリシーを見直すこととなります。また、議会も方針を策定する必要があります。



○取手市議会の対応

取手市議会独自の情報セキュリティ基本方針(別紙案)を策定します。



取手市議会情報セキュリティ基本方針（案）

1 目的

本基本方針は、取手市議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、取手市議会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

- (3)地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4)大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5)電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

(1)行政機関の範囲

- ①本基本方針が適用される行政機関は、議会とする。
- ②議会事務局職員等（議長及び会計年度任用職員を含む。以下同じ。）に対しては、取手市のネットワーク内の情報資産については取手市の情報セキュリティ基本方針を適用し、取手市議会のネットワーク内の情報資産については本基本方針を適用する。
- ③議員に対して、本基本方針を適用する。

(2)情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ①ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ②ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5 職員等の遵守義務

議会事務局職員等及び議員（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1)組織体制

取手市議会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

(2)情報資産の分類と管理

取手市議会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3)物理的セキュリティ

サーバ、情報システム室、通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4)人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、市が策定する緊急時対応計画の例により、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応する。

(7) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(8) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

7 自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて自己点検を実施する。

8 情報セキュリティポリシーの見直し

自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーを見直す。

9 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために必要な具体的な遵守事項及び判断基準等は、取手市が策定する情報セキュリティ対策基準の例による。

10 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順は、取手市が策定する情報セキュリティ実施手順の例による。

令和8年3月18日

取手市議会議長
山野井 隆 様

議会運営委員会
委員長 金澤 克 仁

閉会中の所管事項調査について

本委員会は、下記により所管事項について調査することにしたから、会議規則第105条第1項及び第2項、第111条の規定により申し出ます。

記

1 事項

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2 目的及び理由

所管する事項の調査を閉会中も継続して行うことにより、議会運営の向上を図るため。

3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

令和9年第1回定例会まで